

令和7年度 横須賀市原子力防災訓練 実施計画

1. 実施日時

令和8年2月5日（木） 午前中

（前日朝の天気予報により実施の判断を行う。気象警報が出る可能性がある予報の場合は中止）

2. 訓練実施場所

深田台周辺及び市立豊島小学校、横須賀学院小学校

3. 訓練目的

- （1）原子力防災に関する市民啓発
- （2）市職員及び関係機関の原子力災害発生時の対処能力の向上

4. 訓練想定及び訓練項目

国の「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」に規定する「屋内退避を実施すべき事象が発生した」との想定の下、次の訓練を実施する

（1）深田台周辺で実施する訓練

① 屋内退避広報訓練

市広報車（消防車両）による屋内退避広報

※「家の中に入って、窓を閉めて、換気扇やエアコンを止めてください」という内容の広報活動を、対象地域の住民等に対して行う

② 町内会員（通行人役）屋内誘導訓練

広報を聞いた後、町内会員を応急避難所（と見立てた自然・人文博物館）へ避難誘導
自然・人文博物館到着後、屋内へ入る前に代表者1名に汚染検査訓練を実施

③ 訓練ふり返り、原子力防災講話（博物館講義室）

市及び原子力規制庁担当者により、参加者に対して、実施した訓練内容の説明及び国の放射線監視状況等の説明を行う

④ 汚染検査訓練（デモンストレーション）

訓練ふり返りの中で測定器を使用した汚染検査デモを行い、汚染検査について説明

⑤ 安定ヨウ素剤の配布（デモンストレーション）

訓練ふり返りの中で、安定ヨウ素剤の配布デモを行い、安定ヨウ素剤について説明

（2）豊島小学校および横須賀学院小学校で実施する訓練

① 屋内退避訓練

児童を対象として、校庭から校舎内への屋内退避訓練を行う

5. 参加機関・団体

深田大門町内会、台深田町内会、上町深田町内会、豊島小学校、横須賀学院小学校、原子力規制庁、神奈川県警察（横須賀警察署）、横須賀市（市長室、健康部、消防局、教育委員会）

6. 訓練日程

(1) 町内で実施する訓練

時間	項目	内容
9:15	訓練参加者集合 (受付開始)	町内会員が集合場所（青少年会館）に集まり、受付（人数確認）を行う。
9:20	訓練参加者への説明	訓練参加者への訓練内容の説明
9:30	訓練開始 活動拠点設置	市長による「原子力艦から半径3km圏内は屋内退避」の指示に基づき、消防局は3km圏内にいる通行人の避難誘導等を行うための現場活動拠点を設置（想定）
9:35頃	①屋内退避の車両広報開始 ②避難誘導の手順説明	消防車両にて、所定の順路における屋内退避指示の車両広報を実施する（移動終了後、9:50から来た道を戻りながら広報訓練終了の広報を行う） 通行人役の町内会参加者を消防がグルーピングし、移動時の注意事項（マスク着用や肌の露出部分を減らすなど）を説明する。
9:40	通行人避難開始	消防職員・警察官等が通行人役を応急避難所（と見立てた自然・人文博物館）へ誘導。参加者は指示に従って移動。
10:00	通行人誘導完了	※避難誘導完了後、警察と消防は撤収。 博物館入り口にて汚染検査（代表で1名）後、避難所へ入る。 その流れで以下の「屋内退避」手順を皆で確認。 ①上着を脱ぐ　②手洗いうがいをする ③戸締りをする　④空調を切る
10:05	①防災講話 ②模擬汚染検査 ③安定ヨウ素剤配布デモ ④原子力規制庁による説明	①訓練の振り返り、原子力防災講話 ②町内会参加者に対し汚染検査訓練および説明 ③健康部による安定ヨウ素剤配布デモンストレーション ④原子力規制庁横須賀原子力艦モニタリングセンター所長による原子力艦モニタリングの説明
11:30	終了	訓練全行程終了

(2) 小学校で実施する訓練

時間	項目	内容
10:30	屋内退避指示	市から小学校へ屋内退避指示を連絡。
10:33	屋内退避開始	教職員が校庭で休み時間中の児童を校舎内へ避難誘導。
10:40 ～55	屋内退避完了 及び報告	各教室で児童の安全を確認し、屋内退避の完了を市へ報告。

<連絡先>

市長室危機管理課 総務・原子力防災係 川尻、鈴木
電話：046-822-8226 （直通）1402

訓練位置図

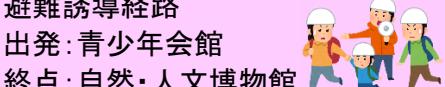
訓練通行人集合場所
青少年会館

消防車による
屋内退避広報経路



訓練通行人屋内避難先
自然・人文博物館

避難誘導経路
出発：青少年会館
終点：自然・人文博物館



縮尺 1 : 2500

2015106 0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120 130 140 150 160

住宅地図 : Copyright (C) 2025 ZENRIN CO., LTD (Z 25 J E 第 261 号)

基盤地図 : この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。
「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 5JHs 252」